

令和7年9月25日

令和7年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

(その 1)

政 策 局

目 次

	ページ
1 WHOと連携したヘルスケア・未病産業の海外展開について……………	1
2 ともいき社会の推進に向けた取組について……………	2
3 「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2024年度評価報告書（案）」 について……………	4
4 「神奈川県過疎地域持続的発展方針」（案）について……………	8
5 県内米軍基地を巡る状況について……………	11

参考資料1 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2024年度評価報告書（案）

参考資料2 神奈川県過疎地域持続的発展方針（案）

1 WHOと連携したヘルスケア・未病産業の海外展開について

未病産業をはじめとしたヘルスケア産業の海外展開を促進させるため、企業コンソーシアムである一般社団法人を設立し、WHOの西太平洋地域事務局（WPRO）と連携した調査・研究等を行う。

(1) これまでの取組

- 令和7年6月 第2回定例会総務政策常任委員会に報告
- 7月 補正予算を議決
- 8月 「一般社団法人ME-BYOグローバル戦略センター」
(以下「社団」という。)を設立

(2) 社団の概要

- 名 称 一般社団法人ME-BYOグローバル戦略センター
- 設立年月日 令和7年8月27日
- 所在地 川崎市川崎区殿町（ライフイノベーションセンター内）

(3) 今後のスケジュール

- 令和7年9月30日 県とWPROの連携協定を締結
- 10月 調査・研究テーマの検討を開始

2 ともいき社会の推進に向けた取組について

(1) 趣旨

- ア 誰もが自分らしく活躍できる「ともいき社会」を実現するためには、人々が生きがいを持てる居場所を増やすとともに、そうした共感を呼ぶ居場所に参加することや応援する人を増やすことなど、一歩前進した仕掛けが必要。
- イ そのためには、NPOと企業がお互いの強みを活かせるようマッチングし、ビジネスの視点を取り入れながら伴走支援して、持続可能な事例へと成長させることが重要。
- ウ そこで県では、行政、企業、NPO、ソーシャルビジネス事業者など多様な主体が参加・連携するコンソーシアムを構築する。

(2) 企業やNPOへのヒアリング結果

- ア 企業やNPOへの現状と地域課題の解決に関するヒアリングを行い主に次のような意見を集約。

	主な意見等
企業	<ul style="list-style-type: none">・ 共創先や実証フィールド先が提供されるとありがたい。・ 本業を活かした社会貢献を行い、同時に収益を上げるためには、ビジネスの視点を取り入れた事業が必要。・ 社員に経験を積ませ、人材成長につなげたい。
NPO	<ul style="list-style-type: none">・ 直接支援する県民からは、様々な課題解決を求める声がある。・ 持続可能な事業とするにはしっかりとした事業計画、資金管理、企業との交渉が必要であり、その人材が不足している。・ 活動に共感し共創する企業とのマッチングは支えになる。

- イ 多くの企業から、これからの社会貢献は、収益の向上や人的資本経営に結びつくことが必要であり、NPOとの共創により企業の成長につながる実例を示してほしいとの要望をいただいた。

(3) ヒアリング結果を踏まえた今後の方向性

年内に企業やNPOなどが参加する県主導のコンソーシアムを立ち上げ、ビジネスの視点を取り入れながら、人々が生きがいを持てる居場所づくりなどに、いち早く取り組んでいく。

(4) コンソーシアムの概要（案）

設立目的 県と民間事業者が連携し、県民の生きがいを持てる居場所づくり及び社会貢献活動が拡がりやすい仕掛けづくりを加速化させ「ともいき社会」の実現を目指す。

事業内容 ・ 共創マッチング支援

- ・事業プランの作成支援
 - ・事業伴走支援
- 構成員 県、企業、NPO、中間支援組織、金融機関、ソーシャルビジネス事業者等

(5) 今後の予定

令和7年12月 コンソーシアムの設立

3 「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 2024年度評価報告書（案）」について

(1) 趣旨

令和6年3月に策定（令和7年3月に改訂）した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第3期総合戦略」という。）の主な取組の進捗状況を取りまとめ、総合的な評価を行い、「2024年度評価報告書（案）」を作成した。

(2) 評価方法

第3期総合戦略評価の計画期間（令和6年度～令和9年度）のうち、令和6年度の取組結果について評価を行った。

ア 一次評価の方法

- ・ 県が基本目標の実現に向けた最小単位である「小柱」ごとに評価を行う。
- ・ 一次評価は、「小柱」ごとに位置付けられた「主な取組」の具体的な取組結果及び今後の取組に向けた課題と方向性、K P I の進捗状況をまとめる。
- ・ K P I の進捗状況を県民に分かりやすく示すため、K P I 達成率を基にした進捗状況を「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階の区分によって整理する。

イ 二次評価の方法

- ・ 一次評価を踏まえ、神奈川県地方創生推進会議が第三者の立場から基本目標ごとに定性的な評価を行う。
- ・ 県民に分かりやすく示すため、「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階評価により評価結果を示すとともに、今後対応が求められている課題や改善を図るべき事項について整理する。

(3) 経過

- ・ 令和7年5～6月、第3期総合戦略を構成する4つの基本目標の実現に向けた施策の最小単位である「小柱」ごとに、令和6年度の取組結果と今後の課題と方向性及びK P I（重要業績評価指標）の進捗状況を庁内で取りまとめた。

- ・ 令和7年7月、「神奈川県地方創生推進会議 総合戦略推進評価部会」（以下「評価部会」という。）を開催し、第三者評価を実施した。

(4) 評価部会からの二次評価（案）と主な意見

県の地方創生の進捗状況に対する評価や、今後の県の取組に対する課題等について意見を聴取した。

ア 基本目標ごとの二次評価（案）

基本目標	二次評価（案）
○基本目標1 神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける社会を創る	ロボット産業やベンチャー企業の創出・育成、事業承継診断や中小企業生産性向上促進事業費補助金等の県内中小企業・小規模企業の活性化などの取組が進んでおり、KPIも全8つの小柱で順調に進捗していることから、「順調に進んでいます」と評価する。
○基本目標2 国内外から神奈川への新しいひとの流れをつくる	観光の振興、移住・定住の促進などの取組が進んでおり、KPIも全9つの小柱のうち、7つの小柱で順調、1つの小柱で概ね順調に進捗していることから、「順調に進んでいます」と評価する。
○基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、神奈川の未来を担う子どもたちを育てる	子ども食堂等の子ども・若者の居場所や見守り拠点の整備、柔軟で自立した人材の育成などの取組が進んでいる。KPIも全8つの小柱のうち、7つの小柱で順調に進捗しており、残りの小柱についてもKPIが改善方向に進捗していることから、全体としては「順調に進んでいます」と評価する。
○基本目標4 活力と魅力あふれる持続可能なまちづくり・誰もが活躍できる地域社会づくりを進める	メタバース等を活用した共生の場の創出、留学生へのニーズに応じた支援などの取組が進んでいる。KPIも全11の小柱のうち、6つの小柱で順調、4つの小柱で概ね順調に進捗しており、残りの小柱についても、ネガティブな理由により進捗が遅れている訳ではないことから、全体としては「順調に進んでいます」と評価する。

イ 主な意見

(7) 総合戦略全体

- ・ 第3期総合戦略の計画期間初年度である2024年度の取組結果について、県の一次評価を踏まえ、神奈川県地方創生推進会議において二次評価を行った結果、4つの基本目標について、いずれも「順調に進んでいる」であり、施策全体としては、順調に進んでいると評価する。
- ・ 県も人口減少局面に入り、人口減少と超高齢化社会への対応がより一層求められることから、今後も、デジタルの力も活用しながら、第3期総合戦略の取組を着実に推進していくことが望まれる。

(イ) **基本目標 1**

- ・ 神奈川県は東京都に隣接していることから、優秀な人材が集まりやすく、企業誘致に有利である。今後は、全国レベルでアピールできるような企業を育てるとともに、より一層企業誘致の取組を進めていく必要がある。
- ・ 農林水産業の活性化については、「かながわの魚」の認知度向上に向けて、J F 全漁連の取組など、全国規模の魚種と連動したPRが必要である。

(ウ) **基本目標 2**

- ・ 外国人観光客を含め多くの方が訪れているのはよいが、オーバーツーリズムも看過できないことから、地域住民にも配慮しながら取組を進める必要がある。
- ・ 二地域居住・関係人口をいかに増やしていくかという視点が必要である。

(エ) **基本目標 3**

- ・ 待機児童ゼロを達成している自治体もあるため、要因分析の上、さらなる保育環境の充実に取り組むとともに、今後も出生数の減少が見込まれるため、持続可能な保育施設の整備という視点も必要である。
- ・ 保育士確保対策に当たっては、保育資格を持ちながらも働いていない保育士に、どのようにして働いていただくかという視点なども必要である。

(オ) **基本目標 4**

- ・ インフラの維持管理においては、デジタル化も重要であるが、今後いかにして人材を確保していくのかという視点も必要であり、特に、人手不足が顕著な小さな自治体において、今後どのようにインフラを維持していくのかを今から検討する必要がある。
- ・ 保健・医療・福祉人材の確保については、資格取得希望者に対して住居確保の支援を行うなど、県外から人を呼び込んでくるという視点も必要である。

(5) 今後の予定

令和7年11月 神奈川県地方創生推進会議で議論
12月 「2024年度評価報告書」公表

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略
2024年度評価報告書（案）」

4 「神奈川県過疎地域持続的発展方針」(案)について

(1) 趣旨

「神奈川県過疎地域持続的発展方針」(以下「県方針」という。)を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(以下「過疎法」という。)に基づき作成し、県が広域的な視点から今後の過疎地域の持続的発展のための基本的方向を総合的に示すとともに、過疎地域市町村が「過疎地域持続的発展市町村計画」を作成する際の指針とする。

(2) 対象地域及び期間

ア 対象地域

過疎地域市町村(令和7年4月1日現在:真鶴町)

イ 対象期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

(3) 経過

令和3年4月	真鶴町が過疎地域として公示
11月	県過疎方針(対象期間令和3~7年度)策定
令和7年6月	第2回県議会定例会総務政策常任委員会において、令和8年度以降を対象とする県方針策定について報告

(4) 方針素案に対する町意見聴取及び県民意見募集の結果

ア 町意見聴取

(ア) 実施期間

令和7年8月4日~8月18日

(イ) 実施方法

文書照会

イ 県民意見募集実施期間

(ア) 実施期間

令和7年8月1日~8月31日

(イ) 実施方法

県機関・真鶴町施設での素案の配架、県のたより・ホームページ等への掲載

ウ 意見総数

55件（うち町12、県民43）

エ 意見区分

区分	町	県民	合計
過疎対策全般に関する意見	0	11	11件
各論（個別11分野）に関する意見	12	32	44件
合計	12	43	55件

オ 意見の反映状況

区分	町	県民	合計
県方針（案）に反映した意見	6	9	15件
県方針（素案）にすでに反映している意見	0	5	5件
今後の取組の参考とする意見	0	21	21件
その他（質問、感想等）	6	8	14件
合計	12	43	55件

カ 主な意見

(7) 過疎対策全般に関するもの

- ・ 県が過疎方針に基づき、町の持続的発展を支援してほしい。
- ・ 行政と住民が協力して、町の活性化につながるしくみ作りをしてほしい。

(4) 各論（個別11分野）に関するもの

- ・ 観光とインバウンド誘致が町の経済的自立に直結する最重要分野であり、発展の柱となるべき。
- ・ 教育環境を充実させることが、町の活性化につながる。

(5) 県方針(案)の概要

ア 基本的な方向

(7) 県のこれまでの人口問題への基本的な方針との整合

(4) 行政、地域コミュニティ、NPO、企業などの多様な主体との協働・連携

(ウ) 過疎地域の住民福祉の向上と、豊かな自然など公益的機能の発揮

(イ) 広域的観点に立った施策実施・支援

イ 構成

過疎法に定められた次の個別11分野ごとに「現状・問題点」を抽出し、その解決に向けた過疎対策の「方針」をそれぞれ記載

1 基本的な事項
2 移住・定住及び地域間交流の促進、人材育成
(1) 移住・定住の促進 (2) 地域間交流の促進 (3) 人材の育成
3 農林水産業等の振興、観光
(1) 産業振興 (2) 農林水産業の振興 (3) 地場産業の振興 (4) 企業の誘致対策 (5) 起業の促進 (6) 商業の振興 (7) 観光の振興
4 情報化
5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保
(1) 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保の方針 (2) 幹線道路ネットワーク等の整備 (3) 農道及び林道の整備 (4) 交通確保対策
6 生活環境の整備
(1) 生活環境の整備の方針 (2) 上水道、下水処理施設等の整備 (3) 消防業務及び救急業務の充実 (4) し尿及びごみ処理施設等の整備
7 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
(1) 子育て環境の確保 (2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進 (3) 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進
8 医療の確保
9 教育の振興
(1) 教育の振興 (2) 公立小中学校等の教育施設の整備等 (3) 社会教育施設、体育施設、集会施設等
10 地域文化の振興等
11 集落の整備
12 再生可能エネルギーの利用の推進

(6) 今後の予定

- 令和7年10月 県方針案について国との協議
11月 国の同意・県方針の策定
12月 町計画の町議会議決・国への提出

<別添参考資料>

- 参考資料2 「神奈川県過疎地域持続的発展方針（案）」

5 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請

ア 概要

令和7年7月30日、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会[※]として、関係省庁に対し基地対策に関する要望[※]を行うとともに、日米地位協定の改定に関して、防衛省及び外務省に対し特別要請を行った。

イ 特別要請の概要

- ・ 日米地位協定改定に向け、国内での検討を加速すること。
- ・ 地位協定改定にあたっては、基地が所在する地域の意向に沿ったものとする。
- ・ 特に、地位協定改定にあたっては、基地関係地方公共団体の意見を聴取する機会を設けること。

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成
構成都道府県：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

※ 基地対策に関する要望：基地の整理、縮小及び早期返還の促進、日米地位協定の改定、国による財政的措置等の新設・拡充等について、防衛省、外務省等の関係省庁へ例年要望を行っているもの。

(2) 英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」の在日米軍横須賀海軍施設への寄港等

ア これまでの主な経緯（報告済）

令和7年6月25日に、防衛省から、英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」を旗艦とする英空母打撃群[※]が、本年8月から9月にかけて日本に寄港し、英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」は在日米軍横須賀海軍施設及び東京国際クルーズターミナルに寄港するとの情報提供があった。

イ 寄港日程の情報提供

令和7年8月8日に、防衛省から、英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」の寄港日程は、横須賀に8月12日から28日まで、東京に8月28日から9月2日までであるとの情報提供があった。

ウ 県の対応

8月8日に、防衛省に対し次の事項を口頭で要請した。

- ・ 引き続きの適時適切な情報提供
- ・ 航行の安全確保
- ・ 乗組員の服務規律の確保

エ 寄港の状況

英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」は、在日米軍横須賀海軍施設に8月12日から28日まで、東京国際クルーズターミナルに8月28日から9月2日まで寄港した。

※ 英空母打撃群について

日本に寄港した英空母打撃群は、英空母「プリンス・オブ・ウェールズ」に加え、英駆逐艦「ドントレス」（海上自衛隊横須賀基地に8月12日から9月2日まで寄港（このうち、8月30日から31日にかけては一時的に出港））及びノルウェーのフリゲート艦「ロアール・アムンセン」（海上自衛隊横須賀基地に8月12日から19日まで及び8月22日から9月2日まで、東京国際クルーズターミナルに8月19日から8月22日まで寄港）であった。